

**令和 年度設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面ノ木公園施設
及び設楽町歴史の里田峯城の管理に関する年度別協定書**

設楽町（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結した設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面ノ木公園施設及び設楽町歴史の里田峯城の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、次の条項により、令和 年度設楽町つぐ高原グリーンパーク・設楽町面ノ木公園施設及び設楽町歴史の里田峯城（以下「本施設」という。）の管理に関する年度別協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、令和 年度の本施設の指定管理者業務、指定管理料の額、支払方法、支払時期及び精算の取扱い等を定めることを目的とする。

（指定管理者業務）

第2条 乙は、事業計画書に定める計画に沿って、令和 年度における指定管理者業務を行わなければならない。

- 2 乙は、事業計画若しくは収支計画の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。ただし、経費の配分の変更で予算費目相互間のいずれか低い額の30%以内の変更については、この限りではない。

（管理物品）

第3条 基本協定第5条に規定する管理物品は、別記1「管理物品一覧表」のとおりとする。

（指定管理料）

第4条 甲は、令和 年度の指定管理料として、次の金額を乙に支払うものとする。

金 円（うち消費税額 円）

- 2 指定管理料の支払いは年2回とし、前期は4月末までに 円、後期は9月末までに 円を支払う。

なお、その内訳は次のとおりとする。

（1）設楽町つぐ高原グリーンパーク	金	円
（2）設楽町面ノ木公園施設	金	円
（3）設楽町歴史の里田峯城	金	円

（指定管理料の精算）

第5条 指定管理料の過不足については、原則的に指定管理料の精算は行わないものとする。

ただし、指定管理料と総利用料金収入の合計額を「令和 年度収支計画書」

に定める業務管理運営総経費（以下「総経費」という。）で除した数値が 0.95 を下回る場合には、甲乙協議の上、総経費に 0.95 を乗じた金額から指定管理料と総料金収入の合計金額を差し引いた金額を指定管理料に加算して支払うことができるものとする。

（指定管理料の変更）

第 6 条 甲は、乙の指定管理者の指定を取り消し、又は乙に指定管理者業務の停止を命じたときは、当該取消し又は停止の命令によって乙が実施しないこととなった業務に係る指定管理料に相当する額を前条第 1 項の指定管理料の額から減額するものとする。

2 甲は、乙が設楽町つぐ高原グリーンパーク条例（平成 17 年条例第 155 号）、設楽町面ノ木公園施設条例（令和 2 年条例第 7 号）、設楽町歴史の里田峯城条例（平成 17 年条例第 160 号）基本協定又は本協定に違反したときは、乙と協議の上、前条第 1 項の指定管理料等を減額することができる。

3 甲及び乙は、法令改正、自然災害等乙に起因しないその他特別の理由があるときは、協議の上、前条の指定管理料等について必要な変更を行うものとする。

（疑義についての協議）

第 7 条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲 所在地 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
名 称 設 楽 町
代表者

乙 所在地
名 称
代表者